

特別警報・暴風警報及び水害による避難指示発令に対する 非常措置について

本市においては、台風等により京都市（※テレビやラジオにおいては、「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に「特別警報」「暴風警報が発令された場合」には、下記のような措置をとることが定められておりまので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

また、鴨川・高野川の増水に伴い、水害による避難指示が、成逸学区・室町学区に発令された場合には、暴風警報が発表された場合に準じた非常措置を取ることが定められていますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

記

1 特別警報について

- (1) 登校前に発令された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先し、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
 - ・午前0時までに解除になった場合 5校時（13時25分）から始業（給食は中止）
 - ・午前0時現在、特別警報発令中の場合 臨時休業
- (3) 在校中に発令された場合は、下校の安全が確認できるまで、学校待機とし、安全確認後下校させます。不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校にて待機を継続いたします。

2 暴風警報について

※水害による避難指示が、成逸学区・室町学区に発令された場合を含む

- (1) 登校前に発令された場合、「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
 - ・午前7時までに解除になった場合 平常授業
 - ・午前9時までに解除になった場合 3校時（10時50分）から始業
 - ・午前11時までに解除になった場合 5校時（13時25分）から始業（給食は中止）
 - ・午前11時現在、警報発令中の場合 臨時休業
- (3) 在校中に発令された場合は、下校の安全が確認できるまで、学校待機とし、安全確認後下校させます。不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校にて待機を継続いたします。

以上、お子様にもその旨ご指導いただきますようお願いします。

地震に対する非常措置について

本市においては、京都市（「京都府南部」と報道されます）に**震度5弱以上**の地震があった場合は、下記のような措置をとることが定められておりますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

記

1 登校前に震度5弱以上の地震が発生した場合

（1）原則として、下記の通り臨時休業とします。

※下校・降園後、深夜0時までに発生した場合は翌日を臨時休業に、深夜0時以降、登校・園までに発生した場合は当日を臨時休業にします。

※ 休業日、休業前日に発生した場合は、原則として休業明けの登校日を臨時休業としますが、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、学校ホームページにより、授業等を実施する旨を連絡します。

（2）臨時休業とした場合、登校の再開日は学校・園及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。学校ホームページをご確認下さい。

2 在校中に震度5弱以上の地震が発生した場合

下校の安全が確認できるまで、学校に待機とします。その後、安全確認後下校させますが、不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校待機を継続いたします。

以上、お子様にもその旨ご指導いただきますようお願いします。

学校ホームページのアドレス <http://cms.edu.city.kyoto.jp/weblog/index.php?id=200608>

携帯サイト

